

伊達市第3次総合計画

人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市

前期基本計画

令和4年9月

伊 達 市

目 次

前期基本計画	1
序 章 前期基本計画の概要	2
◆前期基本計画とは	2
◆前期基本計画の計画期間	2
◆前期基本計画の構成	2
◆前期基本計画の体系	3
第1章 安全・安心できれいなまち	4
1－1 消防・防災	4
1－2 放射線対策	6
1－3 交通安全・防犯・消費者対策	8
1－4 環境保全	10
1－5 ごみ処理	12
第2章 健やかでやさしい健康・福祉のまち	14
2－1 健康づくり	14
2－2 保健・医療	16
2－3 高齢者支援	18
2－4 障がい者支援	20
2－5 地域福祉	22
2－6 国民健康保険・国民年金	24
第3章 未来を拓く人を育む教育・文化のまち	26
3－1 子育て支援	26
3－2 学校教育	28
3－3 生涯学習	30
3－4 スポーツ・レクリエーション	32
3－5 歴史・文化財・芸術文化	34

3-6	国内・国際交流	36
第4章	活力とにぎわいあふれる産業のまち.....	38
4-1	農業.....	38
4-2	林業・森林保全	40
4-3	商業.....	42
4-4	工業・企業誘致	44
4-5	観光.....	46
4-6	雇用対策	48
第5章	便利で快適に暮らせるまち.....	50
5-1	土地利用・市街地整備	50
5-2	道路・公共交通	52
5-3	デジタル化	54
5-4	住宅、定住・移住	56
5-5	上・下水道	58
5-6	公園・緑地	60
第6章	みんなでつくる協働のまち.....	62
6-1	男女共同参画	62
6-2	コミュニティ	64
6-3	市民参画・協働	66
6-4	自治体経営	68

前期基本計画

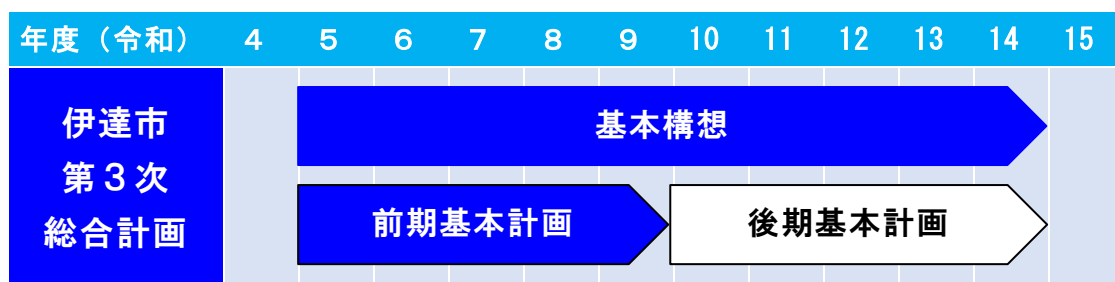
序 章 前期基本計画の概要

◆前期基本計画とは

前期基本計画とは、基本構想（本市が10年後に目指す将来像と、それを実現するための計画の体系や方針などを示したもの）に基づき、今後5年間で行う取組を示したものです。

◆前期基本計画の計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9年度（2027）年度までの5年間とし、令和9（2027）年度に、その達成状況を点検・評価し、後期基本計画を策定します。



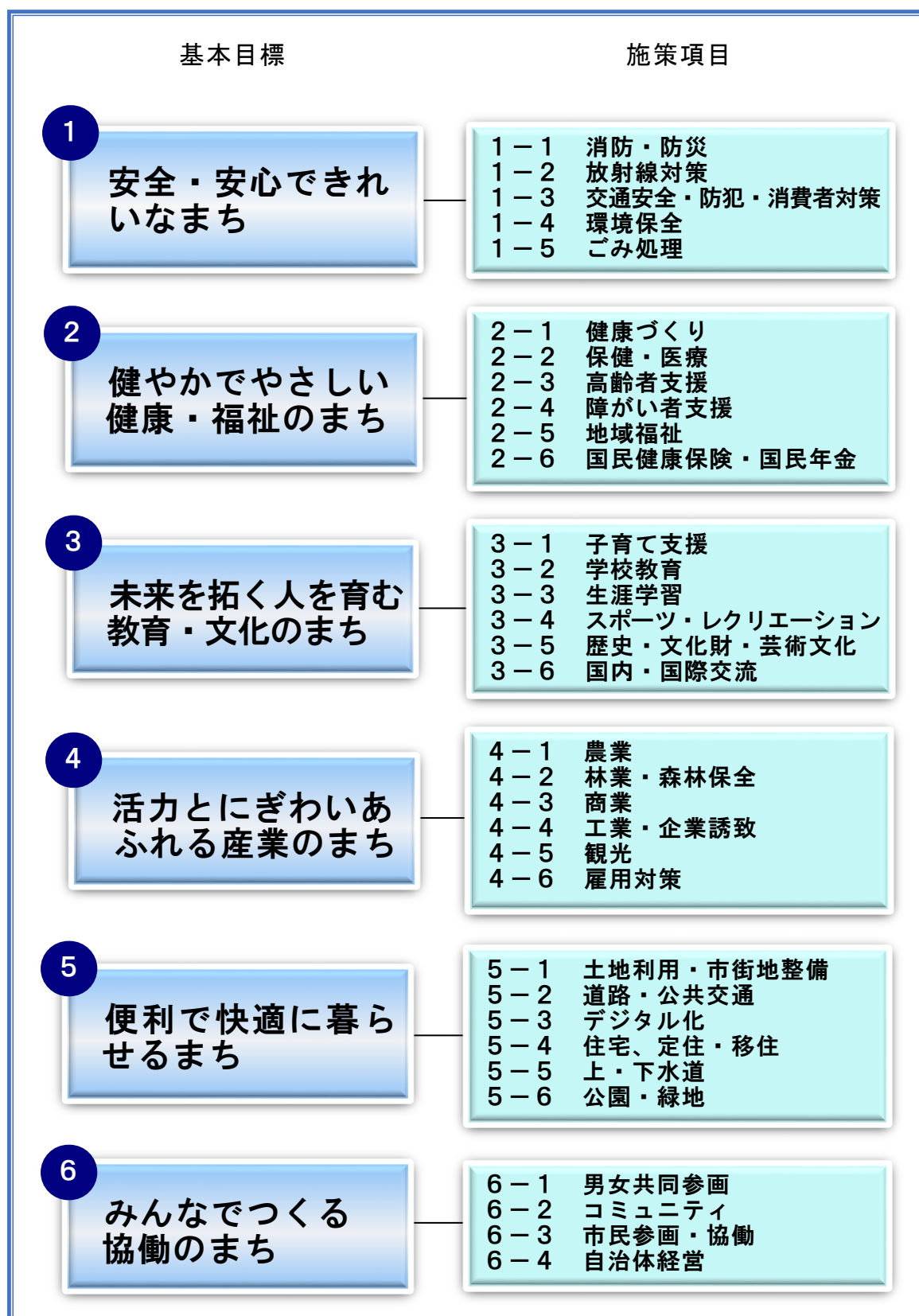
◆前期基本計画の構成

前期基本計画は、施策項目ごとに、次のような項目で構成しています。

項 目	内 容
目的と方針	施策項目全体の目的と、今後の方針を示しています。
現状と課題	施策項目に関する市の現在の状況と、抱えている課題などを示しています。
主な取組	目的と方針、現状と課題を踏まえ、今後行う主要な取組を示しています。
数値目標	施策項目の達成状況を点検・評価するための数値による目標であり、令和3年度の実績値と、令和9年度の目標値を示しています。
関連する主な計画	施策項目に関連する主要な個別計画等を示しています。

◆前期基本計画の体系

前期基本計画の体系は、次のとおりです。



第1章 安全・安心できれいなまち

1-1 消防・防災



目的と方針

あらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の一層の強化を図ります。

現状と課題

本市の消防体制は、桑折町、国見町、川俣町との1市3町で構成する「伊達地方消防本部」による広域的な常備消防と、「伊達市消防団」による非常備消防からなり、これまで互いに連携しながら消防力の強化に努めてきました。

しかし、消防団員数は、少子高齢化による若年層の減少や就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等から減少が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、消防団の活動には一定の制限がかかり、特に必要な訓練が不足するケースも見込まれます。

このため、広域的な連携による常備消防・救急体制の充実を進めながら、時代に即した消防団の活性化対策を推進し、総合的な消防力の向上を進めていく必要があります。

また、全国各地で大雨や地震等による大規模災害が相次ぎ、人々の防災に対する関心がさらに高まっています。

本市では、過去の災害の教訓を踏まえ、防災・減災体制の充実を積極的に進めてきました。

近年では、防災行政無線の充実や防災アプリの構築、防災倉庫の整備、防災マップの見直し、自主防災組織や防災士の育成などに取り組んできました。

今後とも、「伊達市地域防災計画」をはじめとする防災関連計画・マニュアル等の見直しを適宜行いながら、総合的な防災・減災体制の強化を進めていく必要があります。

主な取組

1-1-1 常備消防・救急体制の充実

広域的な連携のもと、職員の資質の向上や施設・装備の充実を進め、「伊達地方消防本部」による常備消防・救急体制の充実を図ります。

1-1-2 消防団の活性化

時代に即した消防団の活性化対策として、機能別消防団員を含めた団員確保対策の充実、団員の資質向上、施設・装備の充実、処遇の改善、常備消防との連携強化に努めます。

1-1-3 消防水利の整備

火災や災害の発生に備え、消火栓や防火水槽などの消防水利の整備・更新を計画的に推進します。

1-1-4 総合的な防災・減災体制の確立

- ① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、「伊達市地域防災計画」をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル等の見直しを適宜行います。
- ② 市民の防災意識・知識の向上に向け、広報・啓発活動の充実、防災訓練や各種研修会への参加促進に努めます。
- ③ 災害時の情報伝達体制の強化に向け、防災行政無線による情報伝達に加え、防災アプリの周知・活用促進、ホームページやSNS※¹、登録制メールの活用等を図ります。
- ④ 避難所・避難路の周知徹底をはじめ、避難所における備蓄食料・資機材の整備・更新や避難所運営体制の充実を図ります。
- ⑤ 災害発生時に備え、他自治体や企業、団体等との協力体制の強化を図ります。

1-1-5 地域防災力の強化

- ① 地域ぐるみの防災体制の強化に向け、地域防災の要となる自主防災組織の組織化及び活動支援、防災士の育成支援に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援を要する市民の避難支援体制の強化に向けた取組を進めます。

1-1-6 治山・治水対策の促進

- ① 土砂災害や洪水等による被害を防止するため、ハザードマップ等で危険箇所の周知を行います。
- ② 土砂災害を未然に防止するため、県と連携し、危険区域に指定された箇所の治山対策を促進します。
- ③ 国・県などの関係機関と連携し、一級河川の流域全体における総合的な防災・減災対策を促進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
消防団員の充足率 (定数に対する団員数の割合)	%	74.9	100.0
自主防災組織の組織率 (自主防災組織に加入している世帯の割合)	%	61.9	74.0

関連する主な計画

- 伊達市地域防災計画（令和4年度見直し）
- 伊達市国土強靱化地域計画（令和2年度～令和6年度）
- 伊達市業務継続計画（令和4年度策定）
- 伊達市受援計画（令和4年度策定）

※¹ ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

1－2 放射線対策



目的と方針

放射線への不安がない、安全に安心して暮らせるまちづくりに向け、情報提供や相談、農産物の風評払拭に向けた取組など、放射線対策を継続して実施します。

現状と課題

平成 23 年の東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年以上が経過しましたが、今もなお放射線に対する不安が残っています。

本市においても、震度 6 弱の揺れに見舞われ、様々な分野で多くの被害が発生しました。

また、この地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が飛散し、多大な影響を及ぼしました。

このような中、本市では平成 23 年度に、東日本大震災からの早急な復旧と、震災を契機としたさらなる発展に向け、「伊達市復興ビジョン」と、これに基づく「伊達市復興計画」を策定しました。

本市では、この計画に基づき、生活や産業の復旧に必要なインフラの整備のほか、放射線対策として、除染作業や健康管理対策、地場産品の風評払拭に向けた取組などを積極的に進めてきました。

これらの取組により、復興は着実に進んできましたが、引き続き国・県等と連携を図り、放射線対策を継続的に実施していく必要があります。

主な取組

1-2-1 情報提供・相談等の推進

- ① 放射線に関する市民の理解を一層深めるため、関係機関と連携し、情報提供を行います。
- ② 児童生徒に対し、放射線に対する正しい知識に基づいて適切な行動を行うことができる力や市の現状を説明できる力を育む放射線教育を推進します。
- ③ 自主的に市外へ避難している人に対し、関係機関と連携し、生活支援情報の提供や必要な支援を行います。
- ④ 市民の放射線に関する相談に対応するため、「伊達市放射能相談センター」による相談支援を行います。

1-2-2 検査・測定等の実施

- ① 関係機関と連携し、農産物の放射性物質の検査や環境中の放射線量の測定・モニタリングを実施し、広報紙やホームページで公表を行います。
- ② 農産物の風評払拭に向け、本市農産物のPR活動や販売促活動等を積極的に展開します。
- ③ 外部・内部被ばく検査では、今までの検査結果により線量が年々低下していることが確認されていますが、今後も測定を継続していきます。

1－3 交通安全・防犯・消費者対策

目的と方針

交通事故や犯罪のないまちづくりに向け、関係機関・団体や市民と連携し、交通安全・防犯体制の強化を図るとともに、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

現状と課題

近年、交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、死者に占める高齢者の割合が高く、その対策が課題となっています。

本市では、交通事故の未然防止に向け、警察や交通安全協会等の関係機関・団体や市民と連携し、交通安全運動や交通安全教育の実施、カーブミラーなどの交通安全施設の整備等に努めています。

このような中、本市における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、今後とも、誰もが交通事故を起こさない・交通事故にあわない環境づくりに向け、交通安全対策の強化が必要です。

また、近年、犯罪の認知件数は全国的に減少傾向にありますが、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、防犯対策の重要性が高まっています。

本市では、犯罪の未然防止に向け、警察や防犯協会等の関係機関・団体や市民と連携し、地域防犯活動を展開しています。

しかし、犯罪発生件数は横ばい傾向にあり、市民の防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化を進めていく必要があります。

一方、高齢化の進行やデジタル化の進展等に伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本市では、広報紙やホームページ、出前講座等を活用した消費者教育・啓発を行っているほか、「伊達市消費生活センター」において相談を受け付けていますが、近年の環境変化を踏まえながら、引き続きこれらの取組を積極的に進めていく必要があります。



主な取組

1-3-1 交通安全意識の高揚

交通安全意識の一層の高揚に向け、関係機関・団体や市民と連携し、各年齢層に応じた交通安全教育や交通安全に関する広報・啓発活動の効果的推進、地域ぐるみの交通安全運動の促進に努めます。

1-3-2 交通安全施設の整備

- ① 安全な道路環境づくりに向け、危険箇所の点検・調査を行い、交通安全施設の整備を行います。
- ② 関係機関が管轄する交通安全施設について、整備されるよう要請していきます。

1-3-3 防犯意識の高揚

防犯意識の一層の高揚に向け、関係機関・団体や市民と連携し、防犯に関する広報・啓発活動の効果的推進、地域ぐるみの防犯活動の促進に努めます。

1-3-4 消費者意識の高揚

市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、様々な情報媒体を活用した消費者トラブルに関する最新情報の提供、出前講座の実施による消費者教育・啓発を推進します。

1-3-5 相談体制の充実

「伊達市消費生活センター」による相談体制の充実に向け、相談員のスキルアップ、消費者トラブルに関する情報の収集・共有を図ります。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
交通安全施設(カーブミラー)整備件数	件	13	16
防犯啓発活動件数(防犯協会連合会)	件	11	16
「伊達市消費生活センター」出前講座開催回数	回	37	45

関連する主な計画

■ 第11次伊達市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）

1－4 環境保全



目的と方針

内外に誇りうる環境共生のまちづくり、カーボンニュートラル※²の実現・脱炭素社会の形成を進めるため、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を積極的に推進します。

現状と課題

地球温暖化が一層深刻化する中、多くの国が協調して温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めており、わが国においても、令和 32 年までにカーボンニュートラルを実現するという目標を掲げています。

本市においては、公共施設への太陽光発電システムの設置や家庭における蓄電池設備の設置支援など、再生可能エネルギーの導入を進めてきました。

しかし、カーボンニュートラルの実現・脱炭素社会の形成を進めるためには、これまで以上の強力な事業展開が求められます。

身近な生活環境については、工場などを発生源とした従来からの公害苦情のほかに、生活様式の多様化による個人のモラルやマナーに起因する苦情が増えてきており、市民が健康で快適に生活できる環境を維持することが必要です。

また、近年、犬や猫などの動物を家族の一員として飼育する家庭が増えるなど、動物は人々の生活の中で重要な存在となっていますが、一方で、動物の安易な飼養や放棄、虐待などの問題も生じていることから、動物愛護意識の普及・啓発が必要です。

※² 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

主な取組

1-4-1 地球温暖化対策の推進

- ① カーボンニュートラルの実現・脱炭素社会の形成に向け、公共施設における温室効果ガスの排出削減、家庭や事業所への波及に向けた啓発等を行います。
- ② 公共施設への太陽光発電システムの設置や家庭における蓄電池設備の設置支援、市の豊かな環境資源などを活かした再生可能エネルギーの導入検討を行います。

1-4-2 公害等環境問題への適正な対応

事業所及び個人等における騒音・振動・悪臭や野焼き等について、関係機関とも連携し、法令に基づく適切な指導等を行い、市内の良好な環境を保全します。

1-4-3 環境保全意識の高揚と市民との協働による実践活動の推進

市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や環境に関する広報・啓発活動を行い、河川クリーンアップ作戦など市民との協働によるまちの美化に向けた取組を推進します。

1-4-4 動物の愛護及び適正飼養の促進

動物の愛護及び適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さを理解してもらい、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努めます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
再生可能及びクリーンエネルギー機器、次世代自動車の導入にかかる補助金の交付件数	件	20	140
公害苦情件数	件	21	10

関連する主な計画

■ 第2次伊達市環境基本計画（令和3年度～令和12年度）

1－5 ごみ処理



目的と方針

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向け、広域的な連携のもと、ごみの減量化・資源化に努めます。

現状と課題

地球規模で環境保全意識が高まる中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本市のごみ処理は、桑折町、国見町、川俣町との1市3町で構成する「伊達地方衛生処理組合」で広域的に行っており、本市に設置された清掃センターで焼却処理や資源化等を行っています。

本市ではこれまで、広報・啓発活動の推進や資源の集団回収の支援等を通じ、ごみの分別排出やごみの減量化、3R^{※3}の促進に努めてきました。

また、廃棄物不法投棄監視員による定期的な見回りなどにより、ごみの不法投棄の防止に努めてきました。

しかし、ごみの排出量は依然として減少せず、令和2年の一般廃棄物処理事業実態調査によると、本市の1人1日当たりの排出量は、福島県内13市の中で最も多くなっています。

今後は、このような状況を踏まえ、ごみの分別の徹底や減量化、3Rの促進に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指す必要があります。

また、引き続き不法投棄対策の強化を図り、ごみのないきれいなまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、廃棄物を安全に処理する一般廃棄物処理施設を適正に維持管理していくことが重要ですが、「伊達地方衛生処理組合清掃センター」は稼働開始から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新たなごみ処理施設の整備に向けての取組が必要となっています。

近年、まだ食べられる食品が生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄される「食品ロス」が社会問題となっています。

このような中、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に向けた取組が求められています。

※3 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。

主な取組

1-5-1 ごみの減量化・資源化の推進

広報・啓発活動の推進等による市民のごみ分別の徹底、市民による資源の集団回収の支援、粗大ごみのリユース促進に向けた「リユース宝市」の開催などにより、市民や事業者の自主的な3Rを促進します。

1-5-2 ごみ収集運搬・処理体制の充実

- ① 発生した廃棄物が適正に処理されるよう、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保に努めます。
- ② 広域的な連携のもと、「伊達地方衛生処理組合」におけるごみ処理体制の維持、必要な規模と能力を備えた新たな施設の整備に取り組みます。

1-5-3 ごみの不法投棄の防止

ごみのないきれいなまちづくりに向け、広報・啓発活動や廃棄物不法投棄監視員による定期的な見回りの一層の充実を図り、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての防止と適正処理に努めます。

1-5-4 食品ロス※⁴削減の推進

市民一人ひとりが「食の大切さ」や「もったいない」という認識を持ち、食品ロス削減に取り組むよう、市民意識の醸成を図り、市内の飲食店などの事業者に対しても、食品ロス削減に向けた周知・啓発を行います。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市民1人1日当たりのごみ排出量	g	1,218	871
リサイクル率（資源化率）	%	11.0	20.0

関連する主な計画

■伊達市ごみ処理基本計画（平成28年度～令和12年度）

※⁴ まだ食べられるのに捨てられている食品。

第2章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

2-1 健康づくり



目的と方針

市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、市民と理念を共有し、一体となって「健幸都市伊達市」の実現に向けた取組を進めます。

現状と課題

「健幸都市」とは、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことのできるまちのことです。

本市は、健康づくりは社会全体の課題であり、市民が元気に暮らすことが社会貢献になるという考えのもと、平成23年度に「伊達市健幸都市基本構想」、平成26年度に「伊達市健幸都市基本計画」を策定し、これに基づく取組を推進してきました。

このような中、本市では平成26年度に「元気づくり会」をスタートさせ、令和3年度末には130箇所を超える集会所で健康づくりを実施し、運動による体の健康づくりと交流による心の健康づくりを推進しています。

令和4年度には、市民誰もが多様なスポーツを行える総合型地域スポーツクラブが設立され、幅広い世代を対象とした運動機会の拡充が進められています。

しかし、本市の高齢化は、国や福島県、県内13市平均を大幅に上回る速度で進行し、今後もさらに加速していくことが予想されており、健康寿命をのばす取組がますます重要なものとなってきています。

今後は、引き続き「歩く」ことを健康づくりの基軸に位置づけ、世代ごとの運動習慣づくり、健幸意識の醸成をはじめ、市民と一体となって健幸都市づくりを進めていく必要があります。

主な取組

2-1-1 歩くことを基軸とした健康づくり

- ① 世代を超えて気軽にできる「歩く」ことを健康づくりの基軸に位置づけ、いつまでも歩けるからだづくりを目指し、歩きたくなる環境整備や歩きながら本市の豊かな自然・文化に親しむウォーキング事業、主に歩数でポイントを貯めながら健康づくりを楽しむ健幸ポイント事業を活用した事業展開を進めます。
- ② 各種イベント等の機会をとらえて広報・啓発活動を行い、歩く運動習慣の定着を図ります。

2-1-2 世代ごとに運動に親しむ習慣づくり

- ① 子どもたち一人ひとりが将来にわたって健康な生活を送れるよう、年齢に応じた運動に親しむ習慣を身につけることができる場や機会の提供を図ります。
- ② 健康への関心が比較的低い働き盛り世代の健康づくりを支援するため、働き盛り世代が参加しやすい健康運動習慣化事業の充実、従業員の健康管理に関する事業所への広報・啓発活動の強化を進めます。
- ③ 高齢世代の健康づくり・生きがいづくりを支援するため、「元気づくり会」をはじめとする通いの場の普及・拡大による運動習慣の継続と地域交流の場づくりを進めます。

2-1-3 「健幸意識」の醸成・啓発

市民一人ひとりの「自分自身の健康は社会貢献になる」という「健幸意識」を醸成し、取組につなげるため、広報・啓発活動や情報提供等を充実させます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
健幸ポイント事業の歩数(1日平均)	歩	4,588	8,000
「元気づくり会」の会場数	会場	131	200
週に30分以上運動に取り組む市民の割合	%	30.6	40.0

関連する主な計画

- 伊達市健幸都市基本構想(第2次)(令和5年度～令和14年度)
- 伊達市健幸都市基本計画(第2次)(令和5年度～令和14年度)
- 健康増進計画「健康だて21(第2次)」(平成29年度～令和5年度)

2-2 保健・医療



目的と方針

市民一人ひとりが、健康寿命をのばし、いきいきと暮らすことができるよう、各世代の状況に応じたきめ細かな保健事業を推進するとともに、市民ニーズを踏まえ、地域医療体制の充実を進めます。

現状と課題

健康で長生きすることは、すべての人々の願いです。そのためには、すべての世代にわたり、一人ひとりが健康の大切さを認識して日頃の生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが大切です。

本市では、平成 28 年度に策定した健康増進計画「健康だて 21（第 2 次）」等に基づき、市民の生涯にわたる健康づくりに向けた保健事業を推進し、着実にその成果を上げてきました。

今後も、市民の自主的な健康づくりの促進を基本に、各種健診やがん検診の受診率の向上、生活習慣病の発症と重症化の予防に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活が様々な影響を受けたことを踏まえ、今後、関係機関との連携を深めながら、各種感染症に対する備えの充実を進めていく必要があります。

また、高齢化の進行に伴い、市民の医療へのニーズは一層高まることが見込まれることから、医師の確保に努めるとともに、広域的な連携を強化し、地域医療体制の一層の充実を進めていく必要があります。

主な取組

2-2-1 保健事業の推進

- ① 妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援を行うため、「伊達市版ネウボウ事業」のさらなる充実をはじめ、乳幼児健診・健康相談等の実施及びこれらを通じた規則正しい生活リズムの定着促進など、母子保健事業の充実を図ります。
- ② 訪問指導や健康相談、健康教育などを通じた市民一人ひとりの主体的な健康づくりの支援、世帯全体・地域全体の健康課題の把握による横断的・包括的な支援に努めます。
- ③ 生活習慣病の発症と重症化を予防するため、一次予防に重点を置いた保健活動、効果的な健康診（検）査及び保健指導を実施します。

2-2-2 栄養と食生活の充実

いつまでも健康的な食生活を送り、楽しくおいしく食べることができるよう、歯の健康に向けた取組と合わせ、乳幼児期からの健全な食習慣の形成をはじめとする、生涯にわたる食育を推進します。

2-2-3 地域医療体制の充実

医師の確保に努めるとともに、市内外の医療機関との連携や、広域的な連携を強化し、救急医療体制を含めた地域医療体制の一層の充実に向けた取組を進めます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
重症化予防事業実施率	%	65.0	100.0
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合（特定健康診査受診者）	%	31.9 (推定値)	23.7

関連する主な計画

- 健康増進計画「健康だて21（第2次）」（平成29年度～令和5年度）
- 伊達市健幸都市基本構想（第2次）（令和5年度～令和14年度）
- 伊達市健幸都市基本計画（第2次）（令和5年度～令和14年度）

2-3 高齢者支援



目的と方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{※5}の充実に向けた施策を推進します。

現状と課題

わが国では、高齢化が進む中、高齢者の暮らしを包括的に支援する地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を進めています。

本市ではこれまで、高齢者支援に関する総合的な指針として、8次につながる高齢者福祉計画と7期につながる介護保険事業計画を策定し、生活を支える体制の整備や生きがいづくり・社会参加の促進、介護保険事業の適正運営など、各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、本市の高齢化は、国や福島県、県内13市の平均を大幅に上回る速度で進行し、今後もさらに加速していくことが予想されています。

これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組の充実、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援の充実は引き続き市全体の大きな課題となっています。

このような中、本市では令和2年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、制度改正に対応し、「伊達市地域包括ケア推進計画（第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策を着実に推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。

主な取組

2-3-1 生活を支える地域づくり

- ① 地域で支え合う体制の充実に向け、生活支援コーディネーターを配置し、ボランティアや地域組織等による生活支援体制の充実を促進し、より地域に密着した活動の展開を促します。
- ② 高齢者の身近な相談窓口であり、サービス提供拠点である地域包括支援センターの機能強化と周知をはじめ、在宅医療・介護の連携や高齢者

^{※5} 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

の住まいの確保、介護者の負担軽減に向けた取組などを行います。

2-3-2 健康づくり・介護予防の推進

- ① 増加傾向にある認知症についての正しい知識の普及・啓発、認知症の人とその家族への支援の充実、早期診断・早期対応の体制づくり、認知症の発症と重症化の予防に向けた取組など、認知症施策を推進します。
- ② 高齢者の健康づくり、フレイル^{※6}予防に向け、「元気づくり会」や「健康クラブ Fine」の一層の普及と参加促進に努めます。
- ③ 高齢者が介護や支援が必要な状態にならないよう、自立支援に向けた会議の開催や介護予防に関する知識の普及・啓発、訪問型・通所型サービスの提供体制の充実促進等に努めます。

2-3-3 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ活動の支援や学習・スポーツ・文化活動の促進、シルバー人材センターの活動支援等に努めます。

2-3-4 介護保険サービスの充実

- ① 要支援・要介護認定者を対象とした、重度化の防止や在宅での生活支援に向けた各種の居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスの提供体制の充実を促進します。
- ② 介護保険制度の円滑な運営やサービスの質の向上に向けた取組を行います。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
認知症サポーター数	人	8,516	10,900
要支援・要介護への予防率 (要介護・要支援を受けていない 人の割合)	%	79.9	80.0

関連する主な計画

■伊達市地域包括ケア推進計画（第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）（令和3年度～令和5年度）

※6 加齢によって心身が衰え、活動量が全体的に低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

2-4 障がい者支援



目的と方針

障がいのあるなしにかかわらず、暮らしやすい福祉のまちづくりを進めるため、ともに生きる社会づくりと障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援に向けた各種施策を推進します。

現状と課題

障がいのある人もない人も、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、地域の中でともに生き、活躍できる環境づくりが求められています。

本市ではこれまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、3期にわたる障がい者計画と5期にわたる障がい福祉計画、そして1期の障がい児福祉計画を策定し、生活支援や差別の解消、社会参加の促進をはじめ、障がい者が地域で暮らしやすい環境づくりに向けた各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化をはじめ、障がいの重度化や重複化が進んでいるほか、介護者の高齢化や家庭の介護力の低下といった状況もみられ、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本市では令和2年度に、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正に対応し、「伊達市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、障がい者支援施策全般の一層の内容充実を図り、障がいのあるなしにかかわらず、暮らしやすい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

主な取組

2-4-1 生活支援の充実

- ① 障がい者やその家族が、気軽に安心して相談することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を図ります。
- ③ 障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援、相談支援、入所支援などのサービスを受けられるよう、提供体制の充実を図ります。
- ④ 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障が

いのある人が自らの希望する場所で自立して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備及び段階的な機能強化を図ります。

2-4-2 障がい者に対する理解の促進

障がいや障がい者に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーション※⁷の理念に沿ったまちづくり、障がいを理由とする差別の解消を図るため、広報・啓発活動や情報提供等を推進します。

2-4-3 情報・コミュニケーションの支援

- ① 障がい者が情報を入手しやすい環境づくりに向け、情報提供体制の充実を図ります。
- ② 手話通訳者の活用や手話言語の理解・普及に関する取組の推進をはじめ、コミュニケーション支援の充実を図ります。

2-4-4 雇用・就労の促進

障がい者の働く機会の拡大に向け、障がい福祉サービスにおける就労移行・定着に関するサービスの提供体制の充実促進、事業所への啓発や福祉的就労に関する支援を行います。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
手話奉仕員年度登録者数	人	4	6
市内の就労継続支援施設を利用している障がい者の割合	%	60.2	65.0

関連する主な計画

- 伊達市第3期障がい者計画（平成30年度～令和5年度）
- 伊達市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

※⁷ 誰もが等しく普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方。

2-5 地域福祉



目的と方針

地域全体で支え合う「地域共生社会^{※8}」の実現に向け、市民や地域福祉団体などの多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めます。

現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に人と人とのつながりや地域で支え合う機能の弱まりが指摘されています。

このような中、ますます多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取組だけではなく、住民や住民団体等が主体的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本市では、社会福祉協議会が、各種福祉・介護サービスの提供のほか、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行っています。

また、民生委員・児童委員や地域福祉団体、ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化のさらなる進行により、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このような中、本市では令和3年度に、地域福祉に関する総合的な指針として、「第4期伊達市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を社会福祉協議会と一体となって策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促し、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

主な取組

2-5-1 安心の地域づくり

- ① 市民が必要とする情報をわかりやすく伝えることができるよう、地域福祉団体や関係機関等と連携し、様々な情報媒体による情報提供、地域における福祉ニーズや生活課題の把握と共有を図ります。
- ② 市民の福祉に関する様々な悩みや相談に適切に対応するため、分野横

^{※8} 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

断的な相談体制の構築をはじめ、生活困窮世帯等の自立に向けた支援や、制度と制度の間にあるニーズに対応した支援を行います。

- ③ 市民の誰もが気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員等の地域における身近な相談機能の強化を図り、相談後は的確かつ迅速に支援へ移行することができるよう、関係機関・団体と連携して支援体制を強化します。
- ④ 市民のお互いを思いやる心を醸成し、心のバリアフリー化を進めるため、地域や学校における福祉共育^{※9}を推進します。
- ⑤ すべての市民の権利が侵されることがないように、権利擁護に関する施策や、差別解消・虐待防止に向けた啓発等を推進します。

2-5-2 協働の地域づくり

- ① 地域自治組織等による身近な地域での支え合い活動や、地域住民が主体となった交流の機会づくりを支援します。
- ② 地域福祉団体や地域自治組織等と連携し、多様性を認め合う共生型の地域づくり、自主的な地域活動の活性化を進めます。
- ③ 緊急時や災害時等においても安心して暮らせるよう、緊急・災害時支援体制の強化や地域安全活動の支援を進めます。
- ④ 市民を犯罪被害から守り、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止に向けた取組を推進します。
- ⑤ ボランティア人口の増加と効果的な活動の展開に向け、年代に応じた育成と参加の促進、ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実を図ります。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
生活困窮者自立相談件数（新規）	件	46	96
個別避難計画作成者数	人	1,184	3,000

関連する主な計画

■ 第4期伊達市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

^{※9} 様々な交流や体験を通じて、福祉の心をともに学び、ともに育むための取組（「教える」のではなく、「ともに育つ」という意味で用いている造語）。

2－6 国民健康保険・国民年金



目的と方針

すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正運営、国民年金制度の周知徹底を図ります。

現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、人々の生活に重要な役割を果たしています。

しかし、医療技術の高度化や高齢化の進行などに伴い医療費は増大し続け、その運営は非常に厳しい状況にあります。

平成 30 年度からは広域化により福島県が財政運営の主体となりますが、今後とも、増大する医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に努める必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人及び 65 歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがなどに対して保険給付を行う制度として、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、制度の周知徹底を図りながら、適正運営に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、老後の収入を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠なものです。

しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

主な取組

2-6-1 国民健康保険制度の適正運営

- ① 医療費の抑制に向け、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、関係部署が一体となった保健事業の推進はもとより、医療費の通知やレセプト※¹⁰点検などの適正受診対策、ジェネリック医薬品※¹¹の利用促進等に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納率の向上に向け、滞納者に対する納付相談・指導等の充実を図ります。

2-6-2 後期高齢者医療制度の適正運営

後期高齢者医療制度に関する広報・啓発活動を推進し、制度の周知徹底及び利用促進に努めます。

2-6-3 国民年金制度の周知徹底

日本年金機構と連携し、広報・啓発活動や相談窓口のさらなる充実を図り、国民年金制度の一層の周知徹底に努めます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
特定健康診査受診率	%	49.4	60.0
国民健康保険税収納率（現年度分）	%	95.8	96.0

※¹⁰ 診療報酬明細書。

※¹¹ 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の効き目で比較的安価である。

第3章 未来を拓く人を育む教育・文化のまち

3-1 子育て支援



目的と方針

安心して子育てができ、子どもが健やかに成長するように、子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援を進めます。

現状と課題

わが国では、産まれる子どもの数が年々減少し、少子化が深刻化しており、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりが強く求められています。

本市では、すべての乳幼児の成長発達を支援するため、それぞれの親子に寄り添い支援する「伊達市版ネウボラ事業」を推進しています。

また、急速に進む少子化に対応するため、令和元年度に策定した「伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「伊達市版ネウボラ事業」や保育需要の増加に対応した保育所・認定こども園の整備・確保、放課後児童クラブの充実、各種の子育て支援サービスや保育サービスの充実、子ども家庭総合支援拠点の設置等による児童虐待の防止に向けた取組、屋内こども遊び場の運営、さらには18歳までの医療費の助成をはじめとする経済的支援など、市全体で子どもと子育て家庭を支援する取組を推進し、充実した子育て環境を整えています。

しかし、本市の少子化は今後も進むことが見込まれるとともに、核家族化の進行などによって子育てを取り巻く環境が変化する中、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

今後は、こうした状況を踏まえ、「伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要に応じて見直しも行いながら、市全体で子どもと子育て家庭を支援する体制の強化を進めていく必要があります。

主な取組

3-1-1 保育・教育施設等の整備・確保

新たな住宅地の形成等による保育需要の増加に対応し、認定こども園の整備促進、放課後児童クラブの定員増や新施設の整備を図ります。

3-1-2 親子の育ちの支援、健康の保持・増進

- ① 心身ともに安定した家庭で子どもの育ちを促し、子どもとその家族の心身の健康の保持・増進を図るため、「伊達市版ネウボラ事業」をさらに充実させます。

- ② 発達の違いがある子どもについては、関係機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。
- ③ こども家庭センター※¹²を設置し、すべての妊産婦、子ども、子育て世帯への相談支援等の体制を強化します。

3-1-3 保育サービスの充実

乳幼児保育や休日保育など、保護者の多様な就労形態に即した保育サービスの充実を図ります。

3-1-4 多様な子育て支援サービス等の提供

- ① 子育てについての相談や情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブ、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター※¹³ など、多様な子育て支援サービスの提供を図ります。
- ② 安心して子育てができる環境づくりに向け、屋内こども遊び場の運営体制の充実、子ども食堂など居場所づくりに向けた取組、子育てアプリや子育て支援サイト「にこにこ」による情報提供などに努めます。
- ③ 医療費の助成や児童手当の支給をはじめ、子育てに関する経済的支援を行います。

3-1-5 要保護児童等への対応

こども家庭センターを中心とした児童虐待防止対策の充実、要保護児童等へのきめ細かな対応を進めます。

3-1-6 青少年の健全育成

市内のすべての青少年が夢と希望を持って心身ともに健やかに成長できるよう、市民会議が中心となり、家庭・学校・地域と連携して青少年の成長に望ましい環境づくりと各事業活動を推進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
今後もこの地域で子育てをしたいと思う子育て世帯の割合(3歳6か月児健診時点)	%	75.4	77.0
家庭児童相談件数	件	156	150

関連する主な計画

■伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

※¹² 児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）で市区町村が設置に努めることとされた、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の機能を維持したすべての妊産婦、こども、子育て世帯へ一体的な相談支援を行う機関。

※¹³ 子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員登録して相互援助を行う組織を運営する事業。

3-2 学校教育



目的と方針

子どもたちが未来を拓く人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、学校教育の充実を総合的に進めます。

現状と課題

デジタル化やグローバル化の進展をはじめ、社会環境が大きく変化する中、子どもたちが未来を拓く人材として成長していく上で、学校教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。

本市では、これまで学校の適正規模・適正配置や学校施設・設備の整備を計画的に進めてきました。

近年では、令和2年度に「伊達市学校施設等長寿命化計画」を策定し、施設の長寿命化を進めているほか、令和3年度には「伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を改定し、小中学校の適正規模・適正配置について協議を進めています。

また、教育内容等については、平成30年度に策定した「第2期伊達市教育振興基本計画」に基づき、「生きる力」を育む教育の充実を進めてきたほか、地域や家庭との連携・協働によるスクールコミュニティ※14の取組を進め、現在、3校において実施されています。

しかし、今後、デジタル化やグローバル化の一層の進展など、社会環境はさらに大きく変化することが予想され、こうした社会の中でたくましく、しなやかに生き抜くことのできる「生きる力」を育むことがこれまで以上に求められています。

今後は、「第2期伊達市教育振興基本計画」等の見直しを行いながら、学校施設・設備の整備や適正規模・適正配置の推進、生きる力を育む教育内容の充実、スクールコミュニティの拡充をはじめ、未来を拓く人材の育成に向けた学校教育の充実を総合的に進めていく必要があります。

主な取組

3-2-1 学校施設・設備の整備と適正規模・適正配置

- ① 安全・安心・快適な教育環境の整備に向け、「伊達市学校施設等長寿命化計画」に基づき、予防保全型の施設改修を行い、長寿命化を図ります。
- ② ICT※15機器の計画的更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。
- ③ 「伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、保護者や地域住民の意向を踏まえながら、小中学校の適正規模・適正配置についての協議を進めます。

3-2-2 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、認定こども園・

※14 学校・地域・家庭が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支援する活動を行い、学校を拠点に地域の活性化を目指すもの。

※15 Information and Communications Technology の略。情報通信技術。

幼稚園における教育内容の充実を図ります。

- ② 確かな学力を育むため、学力調査結果の有効活用、学校の実態に合った指導・助言の推進、認定こども園・幼・小・中の連携強化、英語教育の充実、ＩＣＴを活用した教育の拡充、読書活動の促進、教職員の研修の充実を図ります。
- ③ 豊かな心や郷土を愛する心を育むため、道徳教育や人権教育、福祉教育、体験活動、キャリア教育※¹⁶、郷土学習の充実を図ります。
- ④ 健康でたくましい体を育むため、体力・運動能力の実態把握と必要な支援・指導の推進、放射線教育の継続、食育の充実、食物アレルギーのある子どもにも配慮した安全・安心な学校給食の提供を行います。
- ⑤ 支援を必要とする子どもに対する特別支援教育の充実を図ります。
- ⑥ 子育て教育相談や特別支援教育、教職員の研修等の機能を一元化した総合教育センターの設置について検討していきます。

3-2-3 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に適切かつ迅速に対応するため、スクールカウンセラー※¹⁷やスクールソーシャルワーカー※¹⁸による相談・指導の充実、適応指導教室の活用などに努めます。

3-2-4 地域や大学等との連携強化

- ① 学校・地域・家庭の連携・協働による教育活動等の推進、学校を拠点とした地域の活性化に向け、スクールコミュニティの取組の充実・拡大を進めます。
- ② 福島大学・市内高等学校等との連携・協力体制を強化し、教職員の指導力や子どもたちの学力の向上、地域創生等に向けた取組の充実を図ります。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
伊達市学力調査で平均正答率が全国平均を上回る学年数	学年数 (小学校6学年) (中学校2学年)	小学校 国語 2学年	小学校 国語 6学年
		小学校 算数 3学年	小学校 算数 6学年
		中学校 国語 2学年	中学校 国語 2学年
		中学校 数学 2学年	中学校 数学 2学年
不登校児童生徒発生率	%	中学校 英語 0学年	中学校 英語 2学年
		小学校 0.64 (全国平均 1.00) 中学校 5.91 (全国平均 4.09)	全国平均以下

関連する主な計画

- 第2期伊達市教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）
- 伊達市学校施設等長寿命化計画（令和3年度～令和12年度）
- 伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（令和3年度～令和7年度）

※¹⁶ 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

※¹⁷ 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※¹⁸ 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

3－3 生涯学習



目的と方針

市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、その成果が本市のまちづくりに活かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な学習環境づくりを進めます。

現状と課題

一人ひとりが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が求められています。

特に近年では、人生 100 年時代を見据え、一人ひとりの可能性とチャンスの最大化に向けた生涯学習の推進が重視されています。

本市では、各地区の交流館等を拠点として、地域自治組織等による自発的な学習活動や地域づくり活動が行われており、市では、これらの活動への支援や学習情報の提供、関係団体の育成等に努めています。

しかし、社会環境の急速な変化の中で、生涯の各期における学習課題はますます多様化・高度化してきており、これらへの適切な対応が求められているほか、指導者不足といった問題もみられます。

このような中、すべての市民が自主的に学習活動を行い、その成果が地域社会の発展に活かされるような学習環境づくりが求められています。

また、読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものであり、読書離れや活字離れが進む中、読書活動の促進が求められています。

今後は、「第2期伊達市教育振興基本計画」等の見直しを行いながら、学習機会の充実に向けた取組の推進や関係団体の育成、図書館の充実と読書活動の促進など、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

主な取組

3-3-1 学習関連情報の提供

市民の学習意識の高揚と自主的な学習活動の活発化を促すため、様々な情報媒体を活用し、市民が必要とする学習関連情報の提供を図ります。

3-3-2 学習機会の充実支援

- ① 市民の学習機会・内容の充実に向け、社会環境の変化や市民の学習ニーズを把握・分析し、生涯学習指導員による指導・助言を行います。
- ② 指導者の派遣体制の充実に向け、生涯学習人材バンクについて、幅広いジャンルの人材の発掘・登録や人材情報の更新等を進めます。
- ③ 自然体験や宿泊体験などの活動機会の提供を図ります。
- ④ 家庭における教育力の向上に向け、様々な場や機会を通じて家庭教育に関する学習機会の提供を図ります。

3-3-3 図書館の充実と読書活動の促進

- ① 図書館について、誰もが訪れたいような環境の整備、魅力ある図書の購入、本にふれるきっかけづくりのためのイベント等の開催、電子図書館の充実など、機能強化を図り、利用を促進します。
- ② 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の活発化に向けた取組を推進します。

3-3-4 関係団体の育成

社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成を図り、各種活動の活発化を促進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
生涯学習人材バンク登録者活用件数	件	104	250
図書館利用登録者数	人	18,634	23,182

関連する主な計画

- 第2期伊達市教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）
- 伊達市子ども読書活動推進計画（第3次）（令和3年度～令和7年度）

3-4 スポーツ・レクリエーション



目的と方針

市民一人ひとりが日常的にスポーツを楽しみ、心身の健康の保持・増進とともに、健康で文化的な生活を送ることができるよう、生涯にわたるスポーツ活動の場と機会の充実を図ります。

現状と課題

スポーツは、心身の健康の保持・増進や体力の向上に役立つだけではなく、住民同士の交流・連携を促し、地域連帯感や地域への愛着を深めるものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本市では、「伊達市スポーツ協会」を中心とする数多くのスポーツ団体が、それぞれの地域の体育館やグラウンドをはじめとする各スポーツ施設を利用し、活発な活動を展開しています。

また、令和4年度には、市民誰もが多様なスポーツを行える総合型地域スポーツクラブ※¹⁹が設立されました。

市では、これらスポーツ団体・クラブの活動支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、各種大会の開催など、スポーツ振興に関する多様な取組を行っています。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する関心が高まる一方で、若年層のスポーツ離れが進むなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行い、生活の一部として定着させることができる環境づくりが一層求められています。

今後は、「第2期伊達市教育振興基本計画」等の見直しを行いながら、スポーツ施設の整備充実をはじめ、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、多様なスポーツ活動の普及等に努める必要があります。

※¹⁹ 幅広い世代の人々が、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて様々なスポーツに親しむことができる地域密着型のスポーツクラブ。

主な取組

3-4-1 スポーツの振興に関する指針の策定

実情に即したスポーツ振興施策を総合的・計画的に進めるため、「伊達市スポーツ推進計画（仮称）」を策定します。

3-4-2 スポーツ施設の整備充実

老朽化の状況や利用者のニーズを踏まえ、各スポーツ施設の計画的な改修等を行い、有効活用を図ります。

3-4-3 スポーツ団体の活動支援

- ① 市民の自主的なスポーツ活動の活発化を促進するため、「伊達市スポーツ協会」や「伊達市スポーツ振興公社」などの関係団体の活動支援に努めます。
- ② 総合型地域スポーツクラブが自主的かつ安定的に運営されるよう支援を行います。

3-4-4 スポーツ指導者の育成・確保

市民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

3-4-5 多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 市民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツや健康づくりに関する広報・啓発活動の推進、スポーツ・健康情報の収集・提供を図ります。
- ② スポーツ協会等と連携し、各種スポーツ大会・イベント等の内容充実及び運営体制の充実を図り、市民の参加を促進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
スポーツ施設の利用者数	人	133,911	144,000

関連する主な計画

■第2期伊達市教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）

3-5 歴史・文化財・芸術文化



目的と方針

心豊かな市民生活の実現と貴重な地域の歴史文化を活かしたまちづくりに向け、市民主体の芸術文化活動の活発化の促進、有形・無形の文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

芸術文化は、豊かな人間性や創造力、感性を育むとともに、人と人とお互いに理解し合う機会を提供するなど、ともに生きる社会の基盤を形成するものであり、心豊かな生活を実現する上で不可欠なものです。

本市では、「伊達市文化団体連絡協議会」を中心に、多種多様な芸術文化活動が行われています。

市では、これらの文化団体の自主的な活動を支援しているほか、「伊達市ふるさと会館」や「伊達市梁川美術館」における自主事業等を行い、芸術文化の振興に努めています。

しかし、芸術文化活動への参加者の減少や高齢化といった状況もみられ、今後も、世代を問わず誰もが気軽に芸術文化にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、文化財は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

本市は、歴史ロマンあふれる伊達氏のふるさとであるとともに、重要文化財「旧亀岡家住宅」、史跡「霊山」・「宮脇廃寺跡」・「伊達氏梁川遺跡群」、重要有形民俗文化財「伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具」をはじめ、有形・無形の貴重な文化財が数多く残されています。

文化財は、市民の郷土への愛着と誇りを高めるとともに、本市の歴史や文化・風土を内外に発信する上で大きな役割を果たすものであることから、これらを大切に守り、活かしていく取組が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、市民主体の芸術文化活動の活発化を促す取組や、文化財の適正な保存・活用、文化財収蔵公開施設の整備等に努め、歴史文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

主な取組

3-5-1 文化団体の活動支援

市民の自主的な芸術文化活動の活発化を促進するため、「伊達市文化団体連絡協議会」をはじめ、各種文化団体の活動支援を行います。

3-5-2 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実

多様な芸術文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に向け、コンサートや企画展などの魅力ある文化行事の企画・開催を図ります。

3-5-3 文化施設の整備充実

「伊達市ふるさと会館」及び「伊達市梁川美術館」について、老朽化の状況や利用者のニーズを踏まえ、施設の計画的な改修等を行い、有効活用を図ります。

3-5-4 文化財の保存・活用

- ① 既存の指定文化財の適正な保存・活用に努め、未指定の文化財についても調査を推進し、重要なものについては市・県指定化を図ります。
- ② 史跡保存活用計画を策定し、史跡整備を適切に進め、重要文化財についても保存活用計画を策定し、活用及び適切な維持管理に努めます。
- ③ より多くの人々が本市の文化財にふれることができるよう、説明板の設置、文化財をめぐるルートの設定及びそれに応じた環境整備を行います。

3-5-5 文化財収蔵公開施設の整備

本市の文化財を保存・活用・継承していく拠点として、既存の公共施設を活用し、文化財収蔵公開施設の整備を図ります。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
展示施設の利用者数	人	2,650	10,000
「伊達市ふるさと会館」の利用者数	人	20,915	35,000

関連する主な計画

■ 第2期伊達市教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）

3-6 国内・国際交流



目的と方針

市の活性化や人材育成、関係人口※²⁰の増加に向け、姉妹都市や友好交流都市との交流の継続・充実を図るほか、グローバル化のさらなる進展に対応し、多くの市民が英語に親しむ環境の整備、多文化共生※²¹のまちづくりを進めます。

現状と課題

異なる地域との交流は、自らの地域の魅力の再発見や郷土愛の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

本市では、北海道松前町と姉妹都市協定を、滋賀県草津市、長野県南牧村、千葉県白井市と友好交流都市協定を結び、小中学生の交流やイベントへの参加など、様々な交流を行っています。

こうした交流は、多くの分野で市の活性化につながることを期待されることから、交流を引き続き推進していくとともに、市民主体の交流となるよう取り組んでいく必要があります。

また、あらゆる分野でグローバル化が進展する中で、国際コミュニケーション能力や多文化共生の重要性がますます高まっています。

本市では、学校教育において外国語教育や国際理解教育を推進しているほか、国際交流員を配置し、子どもたちの英語体験活動の実施や市民向けの英語講座の開催、多言語による市の情報発信などを行っています。

今後は、グローバル化のさらなる進展に対応するため、国際交流員の活用や国際交流関連団体等との連携を図りながら、多くの市民が英語に親しむ環境の整備や多文化共生のまちづくりを積極的に進めていくことが必要です。

※²⁰ 特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人。観光以上移住未満と例えられる。

※²¹ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

主な取組

3-6-1 姉妹都市・友好交流都市との交流の継続・充実

姉妹都市・友好交流都市との交流について、既存の交流の継続に努めるほか、市民主体の交流、相互の地域発展に向けた効果的な交流となるよう、内容・方法等の充実を進めます。

3-6-2 英語に親しむ環境の整備

国際交流員による、認定こども園や保育所、幼稚園、小中学校などの保育・教育関係施設における英語体験活動の実施、市民を対象とした英語体験イベントや各地域における出張英語講座の開催などにより、多くの市民が英語に親しむ環境の整備を進めます。

3-6-3 多文化共生のまちづくり

- ① 市内に住む外国人が安心して暮らせるよう、日本語講座を開催するとともに、広報紙やホームページの生活関連情報等について、やさしい日本語による表現に努めます。
- ② 市内に住む外国人と市民との交流機会の創出を図り、身近な国際交流を推進します。
- ③ 国際交流員の活用や国際交流関連団体等との連携を図りながら、市の魅力や市政情報・生活関連情報等の多言語による発信を行います。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
姉妹都市、友好交流都市との相互交流人数	人	63	150
国際交流員による英語体験イベント等への参加者数	人	2,566	2,700

第4章 活力とにぎわいあふれる産業のまち

4-1 農業



目的と方針

多彩でおいしい農産物を生み出す特色ある農業のまちとして、農業の維持・発展を図るため、多様な農業振興施策を積極的に推進します。

現状と課題

わが国では、令和元年度に、5回目の「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を引き続き両輪として農政改革を進めています。

本市は、特色ある農業のまちとして発展し、現在、全国的に評価の高いももをはじめとする農産物の生産が盛んに行われています。

また、「あんぼ柿」の産地が形成されているほか、農産物を活かした加工品の開発も行われています。

しかし、農業情勢は依然として厳しく、農家数の減少や高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加、有害鳥獣による被害の増加など、対応すべき課題が山積しています。

今後は、このような状況を踏まえ、担い手の育成・確保をはじめ、生産性の向上やブランド化の促進、農産物の消費拡大に向けた取組、6次産業化※22の促進など、多様な農業振興施策を一体的に推進していくことが必要です。

主な取組

4-1-1 担い手の育成・確保

- ① 関係機関・団体と連携し、サポート体制の強化や農地の集積を進め、地域農業を支える認定農業者の育成・確保を図ります。
- ② 関係機関・団体と連携し、農業経営の法人化を促進します。
- ③ 新たな担い手の確保に向け、定住・移住促進施策等と連動し、新規就農者の掘り起しと着実な就農の促進に努めます。

※22 第1次産業（農林水産業）×第2次産業（加工）×第3次産業（販売）をミックスして、生産から加工、流通・販売までを一貫して行い、農林水産物の付加価値を高めることで、所得向上や雇用創出につなげる取組。

4-1-2 農業生産基盤の保全

- ① 農業者や地域と連携し、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の適正な維持管理を進めます。
- ② 耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携した調査や指導等を行います。
- ③ サルやイノシシなどによる農作物への被害の防止に向け、関係機関と連携し、有害鳥獣対策の強化を図ります。

4-1-3 農産物の生産性の向上・ブランド化の促進

関係機関・団体と連携し、合理的な作付体系や効率的な生産技術、GAP^{※23}の導入を支援し、農産物の生産性・安全性の向上や一層のブランド化を促進します。

4-1-4 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

食の安全・安心と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクル、農薬の適正使用等を促進します。

4-1-5 農産物の消費の拡大

道の駅「伊達の郷りょうぜん」の活用や商業施設との連携、学校給食への提供拡大等による地産地消の促進、様々な情報媒体による情報発信の強化、大都市の市場におけるトップセールス等による市内外における消費の拡大に努めます。

4-1-6 6次産業化の促進

「伊達市6次産業化推進戦略」に基づき、商品開発に取り組む農林業者や商工業者の発掘・育成をはじめ、本市の農林産物等を活かした6次産業化を支援する取組を推進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
農林産物販売額	千円	7,494,067	8,000,000
認定新規就農者数	人	6	12

関連する主な計画

■伊達市6次産業化推進戦略（令和2年度～令和6年度）

※23 農業生産活動を行う上で、最低限守るべきルールを遵守し、各農作業に潜む様々なリスクを低減していくための生産工程の管理や改善を行う継続的な取組。

4－2 林業・森林保全



目的と方針

森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ、多面的な機能が発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

現状と課題

森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、快適環境の形成などの多面的機能を持ち、住民生活に密接にかかわっています。

令和3年度現在、本市の森林面積は 13,371ha で、総面積の約 50% を占めており、このうち民有林が 12,858ha（96.2%）、国有林が 513ha（3.8%）となっています。

森林資源の整備状況をみると、戦後営々として続けられてきた造林の推進により、民有林の人工林面積は 4,718ha で、人工林率は 36.7% となっています。

しかし、近年の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷や林業経営にかかる費用の上昇等に伴い、林業従事者の減少や高齢化、後継者不足とも相まって、林業生産活動が停滞しています。

このような中、間伐や保育等が適正に実施されない森林が増加し、森林機能の総合的な低下が懸念されています。

今後は、木材生産機能をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備・管理を促していくことが必要です。

このため、令和元年度に策定（令和3年度変更）した「伊達市森林整備計画」に基づき、森林所有者・森林組合・市が一体となって、林業生産基盤の充実や合理的・計画的な森林施業の促進、公共建築物への木材利用等を進めていく必要があります。

主な取組

4-2-1 林業生産基盤の充実

森林施業の効率化と森林の持つ多面的な機能の発揮に向け、関係機関と連携し、林道・作業道の整備及び維持管理を計画的に進めます。

4-2-2 計画的な森林整備の促進

- ① 森林管理団体と連携し、林業従事者の育成・確保に努めます。
- ② 森林所有者の合意形成、森林組合を中心とした森林施業の共同化など、合理的かつ低コストで森林整備が行える体制づくりを進めながら、「伊達市森林整備計画」に示す森林の機能区分に沿った森林整備を促進します。
- ③ 森林整備等にあたっては、森林経営管理制度や森林環境譲与税の活用を図ります。

4-2-3 地域材の利用

森林・林業の再生と脱炭素社会の実現に向け、「伊達市公共建築物等木材利用推進方針」に基づき、市の公共建築物の整備や公共土木工事等における地域材の利用に努めます。

4-2-4 森林の保全と活用

市民や民間企業等との協働による森林・里山の保全・育成、環境学習や木育の場としての森林の活用を図ります。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
森林経営に関する意向調査実施 区域面積（累計）	ha	210.14	1,549.6
森林整備面積（累計）	ha	24.16	144.0

関連する主な計画

- 伊達市森林整備計画（令和2年度～令和11年度）
- 伊達市公共建築物等木材利用推進方針（平成27年度策定）

4－3 商業



目的と方針

魅力ある商業環境づくり、大型商業施設との共存共栄に向け、商工会や既存事業者と連携し、市民誰もが楽しく過ごせる持続可能な商業地づくりに向けた取組を推進します。

現状と課題

商業は、人々の消費活動を支えるだけではなく、まちのにぎわいや活気を生み出すものとして、地域活性化に重要な役割を担っています。

しかし、ネットショッピングの普及や新型コロナウイルス感染症の流行等を背景に、全国的に地域商業の衰退が深刻化しており、その対策が大きな課題となっています。

本市の商業は、旧5町に形成されている商店街と幹線道路の沿道に立地する商業施設などを中心に展開されています。

令和3年の経済センサスー活動調査（速報集計）によると、卸売業と小売業を合わせた事業所数は586事業所、従業者数は3,845人となっています。

本市では、旧町ごとに古くから地域に密着した商業活動が行われてきましたが、既存の商店街については、人口の減少や人々の自動車利用による買い物の行動範囲の拡大、経営者の後継者不足等を背景に、年々衰退傾向にあり、空き店舗が増加しています。

このような中、本市では令和3年度に、市域全体を対象とした土地利用と商業の振興に一体的に取り組むため、「伊達市商工業振興計画」や「伊達市商業まちづくり基本構想」を策定しました。

今後は、これらの計画等に基づき、商業振興の核となる商工会や既存事業者と連携しながら、商業経営の安定化や起業支援、土地利用・市街地整備等と連動した商業施設の立地誘導等を行い、大型商業施設と共存共栄できる、市民誰もが楽しく過ごせる持続可能な商業地づくりを進めていく必要があります。

主な取組

4-3-1 商工会と連携した事業者支援

- ① 商店街の活性化に向け、商工会と連携し、空き店舗対策や既存店舗の改修支援、担い手の育成・支援を行います。
- ② 市内に立地する大型商業施設の高い集客効果を活かし、市内産品の販売や市内周遊を進め、事業者の支援を行います。

4-3-2 商業経営の安定化の支援

- ① 商業経営の安定化や事業の継続を支援するため、各種支援制度の周知や事業経営セミナーの開催を図ります。
- ② 市内産品をふるさと納税返礼品として積極的に活用し、販路拡大を支援します。

4-3-3 起業等の支援

- ① 「チャレンジショップ※²⁴」の取組や新規起業に向けたセミナーの開催など、起業支援を行います。
- ② 新規起業に向けたサポートを強化するため、事業者や起業意向のある人が気軽に相談できる機会の提供を行います。

4-3-4 商業施設の適正な立地誘導

「伊達市商業まちづくり基本構想」に基づき、商業施設の適正な立地誘導に努めます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
事業所数（卸売業、小売業、サービス業ほか）	事業所	1,747	1,947
新規起業支援件数	件	6	10

関連する主な計画

- 伊達市商工業振興計画（令和2年度～令和6年度）
- 伊達市商業まちづくり基本構想（令和3年度策定）

※²⁴ 市内で起業を目指す人を応援するため、市が整備したテナントを期間限定で貸し出し、実際に店舗を運営することで店舗経営の実践ノウハウを学ぶとともに、市内での開業に向けた支援を行うもの。

4－4 工業・企業誘致



目的と方針

地域経済の発展と雇用の創出に向け、既存企業の経営の安定化・活性化を支援するとともに、新たな企業の誘致を進めます。

現状と課題

工業は、地域経済の発展や雇用の創出につながる重要な産業であり、地域活性化や人々の定住・移住に大きな役割を果たしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による景気の悪化等を背景に、厳しい状況に置かれています。

本市の工業は、市内7箇所に整備された工業団地に立地する企業と地場中小企業を中心に展開されています。

令和3年の経済センサスー活動調査（速報集計）によると、製造業の事業所は240事業所、従業者数は4,597人となっています。

本市ではこれまで、既存企業への支援を行うとともに、恵まれた立地条件や交通利便性等の本市の優位性をPRしながら企業誘致を進めてきました。

さらに、東北中央自動車道（相馬福島道路）の全線開通や大型商業施設の立地により、今後さらなる産業の集積や企業活動の活性化が期待されています。

令和4年度には、既存の保原工業団地の南側に整備を進めてきた新たな工業団地の造成が完了し、今後、企業の立地により雇用の場が創出されます。

今後は、厳しい情勢を踏まえた既存企業の経営の安定化・活性化の支援、本市の優位性を活かした企業誘致を進め、地域経済の発展と雇用の創出を目指していく必要があります。

主な取組

4-4-1 企業経営の安定化の支援

市内企業の経営の安定化や事業の継続を支援するため、各種融資制度等の周知と活用を促進します。

4-4-2 地場産業の活性化の支援

- ① 地場産業の活性化に向け、「福島県ニット工業組合」や「福島県真綿協会」などの組織活動を支援します。
- ② 地場産品をふるさと納税返礼品として積極的に活用し、販路拡大を支援します。

4-4-3 企業誘致の推進

立地条件や交通利便性を広く周知しながら、首都圏における市独自の企業立地セミナーの開催、県外企業等への積極的な訪問を行い、市内への企業の新規立地を促進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
事業所数（製造業・運輸業・郵便業）	事業所	311	323
雇用者数（製造業・運輸業・郵便業）	人	5,939	6,170

関連する主な計画

■伊達市商工業振興計画（令和2年度～令和6年度）

4－5 観光



目的と方針

観光客の増加と観光から移住への展開に向け、観光資源の充実や地域特性を活かした体験型観光の展開、情報発信の強化などを進めます。

現状と課題

観光は、地域経済の活性化はもとより、新しい人の流れを生み出し、人々の定住・移住につながるものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、観光業界は大きな打撃を受け、非常に厳しい状況に置かれています。

本市には、市のシンボルであり、優れた自然環境・景観を誇る名峰・霊山や、伊達氏ゆかりの社寺や史跡などの数多くの歴史文化資源をはじめ、霊山の麓に整備された霊山こどもの村、つきだて花工房やりょうぜん紅彩館などの保養施設、やながわ希望の森公園などの森林公園、道の駅「伊達の郷りょうぜん」、さらには伊達のふる里夏まつりや霊山太鼓まつりなどの祭りやイベント、ももやあんぼ柿の特産品や食資源など、多彩な観光資源があります。

本市では、観光物産交流協会等と連携し、こうした観光資源や市の魅力に関する情報発信をはじめ、本市を知り、本市を訪れる人を増やすための様々な取組を行っています。

今後は、アフターコロナを見据えるとともに、東北中央自動車道（相馬福島道路）の全線開通による道の駅「伊達の郷りょうぜん」の利用者の増加、大型商業施設などの集客力を活かした周遊観光の展開を見据え、既存観光資源のさらなる磨き上げや地域特性を活かした体験型の観光機能の強化、広域観光体制の充実、情報発信の強化などを進めていくことが必要です。

主な取組

4-5-1 既存観光資源の充実

- ① 名峰・霊山や伊達氏ゆかりの社寺・史跡などの既存資源を活かした観光誘客、保原総合公園やつきだて花工房、道の駅「伊達の郷りょうぜん」などの既存施設と連携した観光を推進します。
- ② 四季折々の果物をはじめとする農産物や市内で製造される特産品などの魅力ある製品の周知、道の駅「伊達の郷りょうぜん」の直売所などを通じた販売強化を進めます。

4-5-2 地域特性を活かした体験型の観光機能の強化

霊山こどもの村やつきだて花工房で行っている恵まれた自然環境を活かした体験型ワークショップに加え、市内企業や農業者と連携した新たな体験型観光商品の開発を進め、体験型の観光機能の強化を図ります。

4-5-3 広域的な観光振興体制の充実

東北中央自動車道（相馬福島道路）を活用し、周辺自治体と連携した広域観光商品の開発を進め、県外からの教育旅行の誘致や広域観光ルートづくりに取り組みます。

4-5-4 観光案内機能の強化

- ① 本市を訪れた人が回遊しやすい環境づくりに向け、「伊達市観光物産交流協会」と連携し、観光案内所の充実や観光ガイドの育成に取り組みます。
- ② 来訪者を市内施設や見どころに適切に案内できるよう、観光案内看板の統一整備を進めます。

4-5-5 情報発信の強化

ホームページやSNSの活用、「伊達なふるさと大使」との連携などにより、観光客が興味を持つ情報発信に積極的に取り組みます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
観光入込客数	人	1,840,557	3,000,000
伊達市観光情報ポータルサイト 「だてめがね」へのアクセス数	件	78,140	100,000

4－6 雇用対策



目的と方針

活力とにぎわいあふれる伊達市の実現に向け、若者等の人材の確保や定着・還流の促進など、若者をはじめとする市民の地元雇用を促進する取組を進めます。

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、わが国の雇用情勢は急激に悪化しました。

近年は徐々に持ち直してきているものの、依然として不安定な状況にあるといえます。

福島県においても、雇用情勢は緩やかな改善がみられるものの、新規求人の動向に業種間による差があり、業種によっては厳しい状況にあります。

今後、新型コロナウイルス感染症の流行の状況等によっては、人材需要が減少に転じることが懸念されています。

本市では、厚生労働省福島労働局と雇用対策協定を結び、若者等への就職支援や働きやすい職場環境の整備に向けた様々な取組を行っています。

また、その一環として、ハローワーク^{※25}福島と連携し、「伊達市地域職業相談室」を開設しています。

しかし、市内における雇用機会の不足、求職と求人のミスマッチといった状況もみられ、労働人口の市外への流出、特に若者の流出が大きな問題となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、若者等が定着・還流するまちづくりを目指し、企業誘致をはじめ、本計画に掲げる各産業の振興施策の推進により雇用の場の確保を目指す必要があります。

また、今後とも、厚生労働省福島労働局と連携し、若者をはじめとする市民の地元雇用を促進する取組を積極的に進めていく必要があります。

※25 公共職業安定所

主な取組

4-6-1 若者等の地元雇用の促進

- ① 厚生労働省福島労働局と連携し、新卒高校生を対象とした企業説明会や就職促進セミナーを開催し、地元雇用を促進します。
- ② 厚生労働省福島労働局との雇用対策協定に基づき、女性や高齢者、障がい者などに対する雇用対策の充実を図ります。
- ③ 企業等に対し、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス^{※26}」の実現に向けた取組の推進や、女性が活躍しやすい職場環境整備のための働きかけを行います。

4-6-2 市内企業における市民雇用の促進

- ① 市内企業における市民の雇用を促進するため、「伊達市雇用奨励金制度^{※27}」の周知と活用に取り組めます。
- ② 全員参加型の社会の実現に向け、新規企業や大型商業施設の立地に伴う新しい雇用ニーズに対応した就職支援を推進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
新卒高校生の求人数(ハローワーク福島管内)	人	1,307	1,700
「地域職業相談室」での職業紹介件数	件	2,097	2,200

※26 仕事と生活の調和。

※27 新規立地や設備投資に際して市民を雇用した企業に対し、奨励金を交付する制度

第5章 便利で快適に暮らせるまち

5-1 土地利用・市街地整備



目的と方針

市の持続的発展に向け、市の特性と課題を踏まえた計画的な土地利用を推進するとともに、地域特性に応じた魅力ある市街地の形成を進めます。

現状と課題

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であるとともに、限りある貴重な資源であり、地域の発展のためには、高度かつ有効に利用していくことが必要です。

本市は、阿武隈川流域に広がる北部の平坦地と、霊山などの阿武隈山系の山々が連なる南部の丘陵地・山間地を中心に構成されたまちです。

土地利用の状況をみると、総面積の6割以上が山林・原野や田・畑等の自然的土地利用で占められています。

市街地は、旧町である伊達、梁川、保原、霊山、月舘の各地域に形成されています。

また、本市の一部に2つの都市計画区域（県北都市計画区域と霊山都市計画区域）が定められており、伊達地域、梁川地域、保原地域には線引き区域（市街化区域と市街化調整区域）が、霊山地域には非線引き区域が指定されています。

本市ではこれまで、平成27年度に策定した「伊達市都市計画マスタープラン」に基づき、土地利用の誘導を行うことで、市の発展を見据えた土地利用・市街地整備を進めてきました。

近年では、高子駅北地区の大規模な住宅団地の整備、新たな工業団地の整備、保原総合公園の拡張整備などを進めてきたほか、大型商業施設の立地も間近に迫っています。

今後も、本市の特性・課題を十分に踏まえた上で、社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、土地利用関連計画の見直しを行い、地域特性に応じた魅力ある市街地の形成を進める必要があります。

主な取組

5-1-1 将来に向けた土地利用方針の明確化

人口減少社会への対応という本市の最重要課題や社会環境・市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて「伊達市都市計画マスタープラン」をはじめとする土地利用関連計画の見直し・総合調整を行い、将来に向けた土地利用方針の明確化を図ります。

5-1-2 計画的な土地利用の推進

- ① 土地利用関連計画や関連法制度・条例等についての周知や一体的運用による規制・誘導を図り、計画的な土地利用を推進します。
- ② 人口減少の著しい地域のコミュニティ機能を維持することができるよう、宅地化を誘導するなど、柔軟な土地の利用を推進します。

5-1-3 地域特性に応じた魅力ある市街地の形成

- ① 地域ごとの特性や人口動向を十分に踏まえ、市民・事業者・行政が協働し、各市街地への住宅や都市機能（医療・福祉・商業など）の立地を誘導するほか、東北中央自動車道（相馬福島道路）のインターチェンジ周辺を中心に、各市街地の都市機能を補完する多様な都市機能の立地を誘導します。
- ② 高齢化の進行を踏まえ、高齢者が安全に暮らすことができるよう、既存市街地のインフラの維持・保全の充実を図ります。
- ③ 公共交通機関の利用促進のため、駅前周辺の整備及び維持・保全に努めます。

関連する主な計画

■伊達市都市計画マスタープラン（平成 27 年度～令和 17 年度）

5－2 道路・公共交通



目的と方針

市民の利便性・安全性の向上と様々な分野における市の発展可能性の拡大に向け、道路網の計画的な整備、持続可能な公共交通網の形成を進めます。

現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動、人々の交流を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本市の道路網は、市内を縦横に走る国道4路線を骨格として、県道、市道等によって構成されています。

また、高速道路として、東北中央自動車道（相馬福島道路）が横断し、4箇所のインターチェンジが設置されています。

本市ではこれまで、国・県道の整備促進をはじめ、市道網の整備を計画的に推進してきた結果、利便性の高い道路網が形成されています。

今後は、交通量の増加や高齢化のさらなる進行を見据え、また、いつ起こるかわからない自然災害に備え、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備を進めていく必要があります。

一方、本市の公共交通については、阿武隈急行線とJR東北本線が走るほか、民間バス事業者による路線バス（生活交通路線バス）、コミュニティバス（市町村代替バス路線）が運行されています。

また、高齢者の移動手段の確保や商店街の活性化、公共交通不便地域の解消を図るため、デマンド交通が運行されています。

現在、本市では、令和2年度に策定した「伊達市地域公共交通計画」及び「伊達市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、近年の利用状況を踏まえた市全体の公共交通の見直しを進めています。

今後は、この計画に基づく取組を積極的に推進し、市民がわかりやすく使いやすい、持続可能な公共交通網の形成を進めていく必要があります。

主な取組

5-2-1 市道の整備

- ① 地域の要望を踏まえ、また歩きたくなる道づくりの視点も加味しながら、市道網の整備を計画的・効率的に進めます。
- ② 市民との協働による舗装など、市民参加型の市道の維持管理を促進します。

5-2-2 国・県道の整備

国道の改良や拡幅、歩道整備、県道の改良や拡幅、バイパス整備など、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

5-2-3 橋梁等の長寿命化

- ① 「伊達市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検と予防保全的な修繕等を行い、長寿命化に努めます。
- ② 阿武隈急行線に架かるこ線橋については、関係機関との協議を行いながら、耐震補強を進めます。

5-2-4 除排雪体制の充実

冬期間の交通及び安全性の確保に向け、関係機関との連携や市民との協働のもと、除排雪体制の充実を図ります。

5-2-5 公共交通の充実

「伊達市地域公共交通計画」及び「伊達市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、デマンド交通をはじめ市民ニーズを踏まえた路線やダイヤの見直し、連携・接続の充実、公共交通網の再編に向けた取組を推進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市道の舗装率	%	57.6	60.0
予防保全的な修繕を行った橋梁数	橋	3	16
公共交通機関の年間利用者数(延べ)	人	1,363,028	1,839,000

関連する主な計画

- 伊達市橋梁長寿命化修繕計画（平成24年度策定・平成25年度策定）
- 伊達市地域公共交通計画（令和3年度～令和7年度）
- 伊達市地域公共交通利便増進実施計画（令和3年度～令和7年度）

5－3 デジタル化



目的と方針

「Society 5.0」といわれる新たな社会の実現に向け、行政のデジタル変革と地域のデジタル変革を両輪に、行政サービスの改革や市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の形成を進めます。

現状と課題

ＩＣＴの急速な進化により、情報通信環境は広く普及されることになり、ロボットやドローン、ＡＩなどが日常生活において身近なものとなるなど、デジタル技術を積極的に活用した社会の変革が進められようとしています。

このような中、様々な企業がデジタル技術によって生産の自動化・省力化に取り組み、持続可能な産業の構築を図るなど、社会全体のデジタル化が急速に進められており、地方自治体においても、行政のデジタル変革が進められています。

本市では、市が整備した光ケーブルを通信事業者に貸し付け、これまで高速インターネットサービスが提供されなかった地域においてもサービスが受けられる環境づくりを進めてきたほか、各種情報システムの導入・更新など、行政内部の効率化を進めてきました。

また、令和３年度には、国が示すデジタル社会の将来像や取組の動向を踏まえ「伊達市自治体ＤＸ推進方針」を策定し、デジタル技術を活用した自治体業務の変革と市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現に向け、各種のデジタル施策を推進しています。

デジタル技術を活用した新たな価値の創出や変化への取組は、超高齢化社会の到来や生産年齢人口の減をはじめとする将来課題に対応する行政経営を確立し、持続可能な地域として発展するための手段として、今後、あらゆる場面でその重要性が一層高まることが見込まれます。

このため、「伊達市自治体ＤＸ推進方針」に基づき、行政のデジタル変革と地域のデジタル変革を積極的に進めていくことが必要です。

主な取組

5-3-1 行政のデジタル変革の推進

- ① 利用者の視点に立った新たな行政手続の取組を進めるため、行政手続や施設予約のオンライン化、窓口業務における書面・押印・対面の見直しなどを進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、デジタルツールの有効活用や基幹系システムの標準化・共通化、BPR^{※28}の取組の徹底、内部事務の効率化・省力化などを進めます。
- ③ デジタル社会に即した組織・機構の構築に向け、職員の意識改革・人材育成や働き方の改革、オープンデータ・統計データベースの活用などを進めます。
- ④ 行政サービスのデジタル化を支えるICT環境の再整備を進めるため、庁内ネットワークや各システムの運用を図ります。

5-3-2 地域のデジタル変革の推進

- ① 誰もがデジタル化によるメリットを享受できる地域社会の構築に向け、デジタルデバイド^{※29}対策として、情報機器・サービスに不慣れな市民向けの講座の開催や地域社会においてスマートフォンの操作等を支援する「デジタル活用サポーター」を増やす取組を進めます。
- ② 地域のデジタル化に向けた官民連携基盤の確立を進め、教育分野や産業分野をはじめ各分野におけるDX関連事業を推進します。

5-3-3 地域の情報通信基盤の充実

- ① 市が整備した光ケーブルについて、民間への移行も視野に入れつつ、市民の利便性向上や地域振興につながる基盤としての活用を図ります。
- ② 次世代無線通信などのデジタル技術を活用した新たなサービスの展開に向け、事業者・関係機関に働きかけていきます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
オンライン申請可能な手続の件数	件	2	44
「デジタル活用サポーター」の数	人	—	108

関連する主な計画

■伊達市自治体DX推進方針（令和3年度～令和7年度）

※28 Business Process Re-engineering の略。業務フローを見直し、最適化すること。

※29 デジタル技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

5－4 住宅、定住・移住



目的と方針

暮らしの基盤となる快適・安全・安心な住まいの確保に向け、民間住宅の住環境向上の支援や市営住宅の適正な管理に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、関係人口の創出による移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援に努めます。

現状と課題

良好な住宅や住環境は、人々が暮らしの豊かさを実感できる基盤であり、定住・移住を促す重要な条件でもあります。

本市では、住宅施策として、地震被害に備え、「伊達市耐震改修促進計画」に基づき木造住宅の耐震化等を支援しているほか、空き家の増加が進む中、「伊達市空き家等対策計画」等に基づき、空き家の活用や適正管理を促進しています。

今後は、少子高齢化の進行や世帯減少社会の到来、自然災害の頻発や激甚化、コロナ禍以降の新しい生活様式の定着などの社会環境下において、市民が求める快適・安全・安心な住まいの供給や確保に向けた取組も必要です。

市営住宅については、令和3年度末現在、688戸の住宅がありますが、老朽住宅の対策が大きな課題となっています。

今後とも、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の効率的・効果的な管理・運営を進めていく必要があります。

一方、人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現していくためには、こうした住宅施策の推進はもとより、各分野にわたる取組を総合的に進め、市全体の魅力・活力を高めていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、相談や移住支援制度などによる直接的なサポートも重要です。

本市では、移住相談体制の拡充をはじめ、「伊達市空き家バンク」による空き家情報の収集・提供、住宅取得の支援、新婚世帯の住宅費用や引越費用の補助などを行っています。

今後は、これらの取組の一層の充実を図るとともに、これからの時代に即した新たな取組を検討し、定住・移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援を進めていく必要があります。

主な取組

5-4-1 住みづくりに関する指針の策定

市民が将来にわたって、快適・安全・安心な住まい環境において安定した暮らしが継続できるよう、住宅全般のあり方を総括した「伊達市住生活基本計画（仮称）」を策定します。

5-4-2 民間住宅の住環境向上の支援

- ① 安全・安心な住環境づくりに向け、「伊達市耐震改修促進計画」に基づく民間の木造住宅に対する耐震診断や耐震改修、屋根の耐風改修や危険ブロック塀等の解消に関する支援をはじめ、新築住宅の省エネ義務化に即した取組を進めます。
- ② 快適な生活環境を確保するため、「伊達市空家等対策計画」に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家等の適正管理を促進します。

5-4-3 市営住宅の適正管理等の推進

市営住宅について、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕等による長寿命化、老朽住宅の用途廃止・解体等を図ります。

5-4-4 関係人口の創出による移住希望者の掘り起こし

- ① 全世代・全員活躍のまちづくりの拠点となる高子駅北地区における多世代交流や関係人口の創出を図り、移住につなげる取組を推進します。
- ② 伊達市移住促進ポータルサイト「福島県伊達市で暮らす」の内容充実、様々な情報媒体の活用やオンラインセミナーの開催などにより、市の情報発信の強化と知名度の向上を図ります。

5-4-5 定住・移住に関する相談・支援体制の強化

- ① 定住・移住に関する相談に効果的に対応できるよう、「伊達市移住コンシェルジュ」などによる相談体制の強化を図ります。
- ② 移住者同士のつながりづくりや本市の魅力発掘の契機となるよう、移住者交流会を開催します。
- ③ 定住・移住希望者の住宅の確保等に向け、「伊達市空き家バンク」の充実、住宅取得の支援などの支援制度の周知を図るほか、さらなる効果的な支援施策を検討・推進します。
- ④ 結婚希望者が安心して結婚し、住み続けることができるまちづくりを進めるため、結婚を希望する男女の婚活や新婚世帯の新生活を支援します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市営住宅長寿命化改修工事を行った棟数	棟	—	6
移住世帯数	世帯	9	15

関連する主な計画

- 伊達市耐震改修促進計画（令和2年度～令和11年度）
- 伊達市公営住宅等長寿命化計画（令和3年度～令和12年度）
- 伊達市空家等対策計画（平成30年度策定）

5－5 上・下水道



目的と方針

安全・安心な水の安定供給に向け、水道施設の整備等を計画的に進めるとともに、河川の水質保全と快適な生活環境づくりに向け、生活排水処理施設の適正管理及び普及促進を図ります。

現状と課題

水道は、人々の健康で快適な日常生活や活力ある産業活動に一日も欠かすことのできない重要なライフラインです。

本市の水道水は、福島市・二本松市・桑折町・国見町・川俣町との3市3町で構成する「福島地方水道用水供給企業団」によって供給され、市の配水施設を通じて各家庭に給水されており、令和3年度末現在の給水普及率は93.8%となっています。

今後とも、安全・安心な水を安定的に供給するため、平成27年度に策定した「伊達市新水道事業ビジョン」に基づき、水質の管理や水道未普及地区への対応、災害への備えなども勘案しながら、水道施設の計画的更新をはじめ、安全で強靱、持続可能な水道の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

一方、下水道は、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な居住環境の確保、さらには循環型社会の形成への貢献など、重要な役割を担っています。

本市では、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽によって生活排水処理を行っています。

今後は、整備された施設の適正な維持管理及び接続の促進、合併処理浄化槽の普及促進に努める必要があります。

主な取組

5-5-1 水道施設の整備

- ① 構成市町と連携し、「福島地方水道用水供給企業団」において、水源や浄水場、送水管などの水道施設の更新や耐震化、水質管理の充実を進めます。
- ② 配水池や配水管などの水道施設について、老朽化や災害時への対応、漏水の解消等を総合的に勘案し、水道施設の更新や耐震化を計画的に進めます。特に、石綿セメント管の更新を重点的に推進します。

5-5-2 水道未普及地区への対応

水道未普及地区において、井戸の新設や修繕の支援、生活用水の宅配などを行います。

5-5-3 公共下水道施設・農業集落排水処理施設の適正管理

- ① 公共下水道施設・農業集落排水処理施設の適正な維持管理、長寿命化を図ります。
- ② 公共下水道の未接続世帯の接続を支援し、接続率の向上を図ります。

5-5-4 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道区域と農業集落排水処理区域以外の区域において、引き続き補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及を促進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
石綿セメント管更新率	%	20.4	90.0
生活排水処理施設の人口普及率	%	66.9	75.0

関連する主な計画

■伊達市新水道事業ビジョン（平成28年度～令和7年度）

5－6 公園・緑地



目的と方針

緑豊かな住環境の形成やスポーツ・レクリエーション・いこいの場の確保、観光機能の強化に向け、公園・緑地の適正管理や有効利用を図るとともに、市民と協働し、緑化を進めます。

現状と課題

公園・緑地は、緑豊かな住環境の形成、レクリエーション・いこいの場や子どもの遊び場の確保、防災性の向上、景観形成など、多面的な機能を持ち、住民生活に重要な役割を果たしています。

現在、本市には、各種公園が 176 箇所あり、主なものは、保原総合公園をはじめとする都市公園が 12 箇所、街区公園や児童公園などが 142 箇所、やながわ希望の森公園や赤坂の里森林公園をはじめとする森林公園が 6 箇所あります。

これらの公園は、市民のスポーツ・レクリエーションの場、いこい・やすらぎの場として、多くの人々に利用されています。

本市ではこれまで、公園・緑地の整備を計画的に進めてきましたが、遊具などの設備の老朽化が進み、安全性の確保や維持管理体制の充実が課題となっています。

このため、遊具等の公園設備の点検・更新や、市民等との協働による維持管理体制の充実を進めるとともに、既存公園の有効利用を進めていく必要があります。

また、本市では、市民による緑化や花づくりの活動を支援しており、今後とも、これらの支援を継続し、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。

主な取組

5-6-1 公園設備の点検・更新

安全性の確保と利用率の向上に向け、遊具をはじめとする老朽化した公園設備の点検・更新を計画的に推進します。

5-6-2 公園・緑地の管理体制の充実

市内にある数多くの公園・緑地が、将来にわたって適正に管理されるよう、地域住民や市民活動団体、民間企業等による維持管理活動を促進します。

5-6-3 公園・緑地の有効利用

市内外の多くの人々が訪れる魅力ある公園づくりに向け、既存公園の有効利用を推進するほか、利用状況に応じて既存公園の用途変更や廃止を検討します。

5-6-4 緑化活動の支援

花と緑あふれる美しく快適な環境づくりに向け、市民や市民活動団体等の自主的な緑化や花づくりの活動を支援します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
保原総合公園利用者数 (有料施設及び公園利用申請による利用者数)	人	59,408	72,000

第6章 みんなでつくる協働のまち

6-1 男女共同参画



目的と方針

男女共同参画社会の形成に向け、意識改革をはじめ、幅広い分野における男女の参画や女性の活躍を促す環境整備を進めます。

現状と課題

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

国では、令和2年度に、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会の形成に向けた取組を進めています。

本市ではこれまで、平成30年度に策定した「第2次伊達市男女共同参画プラン」に基づき、意識改革をはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた様々な施策を推進してきました。

しかし、家庭や地域、職場では、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているほか、男女がともに社会参画することができる環境・条件整備も十分とはいえない状況にあります。

このような中、本市では令和4年度に、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、「第3次伊達市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、意識改革をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す具体的な取組を計画的に進めていく必要があります。

主な取組

6-1-1 男女共同参画社会への意識改革の推進

様々な情報媒体や学校教育、生涯学習などを通じ、ジェンダー※30平等や多様な性を認め合う意識の醸成等に向けた広報・啓発活動、教育を推進します。

6-1-2 意思決定過程における男女共同参画の促進

- ① 市の審議会や委員会への女性の登用拡大、市における女性職員の積極的登用、民間企業・団体等における女性の登用の要請など、政策や方針を決定する過程への男女の共同参画を促進する取組を進めます。
- ② 女性の人材育成のため、事業所や団体に対して学習機会の提供や各種情報提供などを行います。

6-1-3 仕事と生活の調和に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、多様な働き方や男性の育児休業取得に関する企業等への啓発、家事・育児・介護などへの男性の参画促進に向けた市民への啓発などを進めます。

6-1-4 暴力の根絶に向けた取組の推進

DV※31をはじめとする男女間の暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進や相談・支援体制の充実に努めます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「家庭の中」が男女平等になっていると感じる人の割合	%	43.2	55.0
市における審議会等の女性委員の割合	%	19.9	30.0

関連する主な計画

■ 第3次伊達市男女共同参画プラン（令和5年度～令和9年度）

※30 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」などの男女の別。

※31 Domestic Violence の略。配偶者・パートナーからの暴力。

6-2 コミュニティ



目的と方針

人と人とが支え合う地域づくり、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化を促す環境整備を進めます。

現状と課題

社会環境の変化に伴い、全国的にコミュニティの機能低下が懸念されています。

少子高齢化が進み、また大規模な自然災害が相次いで発生する中、地域でお互いに支え合い、助け合いながら生きていくことの重要性が再認識されてきており、コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

現在、本市には、396の町内会等（行政区）があるほか、小学校区や大字を基本単位とした地域に28の地域自治組織が、地域の課題を地域の共助によって解決するための組織として、平成26年度から設立が進められてきました。

地域自治組織は、町内会や消防団、女性団体、交通安全協会、PTA、自主防災組織、スポーツ協会、育成会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体など、地域で活動している団体によって構成され、地域住民の交通安全や防犯、防災、福祉、健康づくり、生涯学習、環境保全、子育てなど、幅広い活動が展開されています。

しかし、高齢化や人口減少の急速な進行等を背景に、地域自治組織の役員の担い手やコミュニティ活動への参加者の減少、活動の停滞といった状況もみられ、将来的なコミュニティ機能の弱体化が懸念されます。

今後、本市が活力あるまちづくりを進めていくためには、地域を活性化させることが基本となることから、地域の実情に見合った地域づくり計画の策定支援や地域づくり担当による支援など、コミュニティ活動の活性化に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

主な取組

6-2-1 自治意識の高揚

市民の「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の高揚、コミュニティ活動への参加促進に向け、様々な情報媒体を活用し、住民自治の重要性やコミュニティ活動の状況等に関する広報・啓発活動、情報提供を推進します。

6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

- ① 地域住民が活動しやすい環境づくりに向け、活動拠点である交流館等の整備充実・機能強化を支援します。
- ② 活動拠点である公民館等の地域住民による自主管理・運営体制の充実を促進します。

6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

- ① コミュニティ活動の維持・活性化に向け、町内会等（行政区）及び地域自治組織の活動支援を行います。
- ② 地域の実情に見合った持続可能なコミュニティの形成を促進するため、地域自治組織による「地域づくり計画」の策定を支援します。
- ③ 各総合支所に地域づくり担当を配置し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
交流館の利用者数	人	149,232	300,000
地域づくり担当が受けた地域づくり事業に関する相談件数	件	—	240

6－3 市民参画・協働



目的と方針

市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政とが知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めるため、情報共有・情報発信を行いながら、多様な分野における連携・協働体制の構築を進めます。

現状と課題

社会環境の変化に伴ってますます増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しつつ、魅力と活力あふれるまちをつくり上げ、持続させていくためには、市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政とが、対等な立場でお互いの特性を活かしながら役割を担い合い、協働してまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本市では、平成 21 年度に策定した「伊達市協働のまちづくり指針」等に基づき、また、平成 23 年度に開設した「伊達市市民活動支援センター」を活用し、協働のまちづくりに取り組んでいます。

また、市民等と行政とが情報を共有できるよう、広報紙、ホームページ、SNS 等による広報活動や、市長への手紙、行政推進員との意見交換会、市民懇談会等による広聴活動を行っているほか、市の魅力を市内外に発信するため、写真や動画による魅力発信、「伊達市シティプロモーション※³²指針」に基づくプロモーション活動などを行っています。

さらに、審議会等の開催やアンケート調査、ワークショップ、パブリック・コメント※³³の実施等を通じ、市の計画づくりへの市民参画・協働に努めています。

また、大学や民間企業等と連携協定を結び、地域の活性化につながる様々な取組を協働で展開しています。

今後は、これらの取組をさらに充実・発展させ、市民等と行政との情報共有や多様な分野における連携・協働体制の構築を一層進め、市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政とが知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めていく必要があります。

※³² 市民協働で本市の魅力などを伝え、発信することで、市内外に本市の認知度の向上や、魅力の共感を獲得すること。

※³³ ホームページ等を活用した住民意見の聴取。

主な取組

6-3-1 市民活動支援センターの機能強化

- ① 市民活動の一層の活発化や協働のまちづくりのさらなる展開に向け、その起点となる「伊達市市民活動支援センター」の機能強化を図ります。
- ② センターを中心に、既存の市民活動団体等の活動支援、新たな市民活動団体やNPO法人等の設立支援を行います。

6-3-2 情報共有・情報発信の推進

- ① 市の様々な情報を迅速・的確に提供するため、広報紙やホームページ、SNS等による広報活動の充実を図ります。
- ② 市民の意見や要望をまちづくりに反映させるため、市長への手紙や行政推進員との意見交換会、市民懇談会等による広聴活動の充実を図ります。
- ③ 市の魅力を市内外に発信するため、「伊達な宣伝部長」の活用や写真・動画による魅力発信、「伊達市シティプロモーション指針」に基づくプロモーション活動等を積極的に推進します。
- ④ 市民参画による開かれた市政を推進するため、適正かつ円滑な行政情報の公開に努めます。

6-3-3 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 市の計画づくりにあたって、審議会委員の一般公募やアンケート調査、ワークショップ、パブリック・コメント等を実施し、市の政策形成への市民参画・協働を促進します。
- ② 公共施設の管理や公共サービスの提供への市民活動団体や民間企業等の参画・協働を促進します。
- ③ 大学や民間企業等との既存の連携事業の継続・充実、大型商業施設の立地等を踏まえた新たな連携事業の創出に努めます。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市の応援者数 (伊達なふるさと大使、伊達な宣伝部長、だてフォト部)	人	21	80
SNSのフォロワー数 (Twitter、Facebook、Instagram、YouTube、LINE)	人	6,000	10,000

関連する主な計画

- 伊達市協働のまちづくり指針（平成21年度策定）
- 伊達市シティプロモーション指針（令和3年度～令和6年度）

6－4 自治体経営



目的と方針

限られた経営資源※³⁴を有効に活用し、自立した地方自治体をつくり上げ、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、市民サービスの向上のため、広域行政を推進します。

現状と課題

人口減少の進行や産業・経済の低迷に伴う歳入の減少をはじめ、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、限られた経営資源を有効に活用し、自らの地域の未来を自らで決め、具体的な施策を自ら実行することができる行財政能力が強く求められます。

本市ではこれまで、3次にわたる「伊達市行財政改革大綱・指針」を策定して行財政改革に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、人口減少や少子高齢化の一層の進行や安全・安心への意識の高まりをはじめとする社会環境の変化に伴い、行政ニーズはますます増大・多様化していくことが見込まれる一方で、歳入の大幅な増加は見込めず、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、将来にわたって自立・持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営のあり方を常に点検・評価し、一層の効率化を進めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの成果と課題を踏まえて令和4年度に策定した「伊達市行財政改革指針（第4次）」に基づき、さらなる行財政改革を積極的に進めていくことが必要です。

また、財源の確保や財政負担の軽減を図るため、ふるさと納税の有効活用や公共施設等の総合的な管理を進めて行く必要があります。

さらに、効率的な財政運営の推進や市民サービスの向上のため、近隣自治体と連携した広域行政を推進していくことも必要です。

主な取組

6-4-1 人材育成・組織改革等の推進

本市の未来を担う職員の意識改革・人材育成、デジタル社会やこれからの行政ニーズに対応できる組織・機構の確立、事務事業の見直し、民間委託の推進など、さらなる改革を積極的に推進します。

6-4-2 持続可能な財政運営の推進

- ① 市税等の適正な賦課の実施、収納率の維持・向上に向けた納税環境の整備を図ります。

※³⁴ 人、物、財源。

- ② 受益者負担の適正化の視点に立ち、各種使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。
- ③ 財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や優先度、重要度等を総合的に勘案して施策・事業の選択と集中を行い、効果的・効率的な財政運営を推進します。

6-4-3 ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税・企業版ふるさと納税について、寄附者の増加に向けた取組を進め、まちづくりの財源としての有効活用、関係人口の増加を図ります。

6-4-4 公共施設等の総合的な管理の推進

「伊達市公共施設等総合管理計画」、「伊達市公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設等の廃止や更新、集約化・複合化等を進めます。

6-4-5 広域行政の推進

地域経済の活性化や住民が安心して快適に暮らすことができる圏域づくりを進めるため、「ふくしま田園中枢都市圏^{※35}」において、各種連携事業を推進します。

数値目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
将来負担比率	%	55.5	49.1
市税4税の収納率	%	98.5	98.8
ふるさと納税寄附額	千円	357,823	500,000
公共建築物の総延床面積	m ²	325,981	305,609

関連する主な計画

- 伊達市行財政改革指針（第4次）（令和5年度～令和9年度）
- 伊達市財政計画（令和4年度～令和9年度）
- 伊達市公共施設等総合管理計画（平成27年度～令和6年度）
- 伊達市公共施設個別施設計画（令和4年度～令和16年度）
- ふくしま田園中枢都市圏ビジョン（令和4年度～令和8年度）

※35 中心市である福島市と圏域8市町村（二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村）で構成する新たな自治体間の連携の仕組み。それぞれの市町村が持つ強みや特長を有効活用することにより、圏域全体の活性化を図っていく。